

2025 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 ニデック株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 岸田 光哉
取 引 所 東証プライム (6594)
所 在 地 京都市南区久世殿城町 338
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 渡邊 啓太
電 話 (075)935-6150

**株式会社牧野フライス製作所（証券コード：6135）が「ニデックによる株主の皆様に対する送付物についての
ご注意」で公表した独自の見解に関する当社からのご説明**

当社は、2025 年 4 月 3 日付「株式会社牧野フライス製作所（証券コード：6135）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2025 年 4 月 7 日付「（訂正）「株式会社牧野フライス製作所（証券コード：6135）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」で訂正された事項を含みます。）でお知らせいたしましたとおり、2025 年 4 月 3 日付の当社取締役会決議により、株式会社牧野フライス製作所（株式会社東京証券取引所プライム市場上場、以下「対象者」といいます。）を当社の完全子会社とすることを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025 年 4 月 4 日より本公開買付けを実施しております。

対象者は、当社が対象者の株主の皆様に対して送付いたしました「株式会社牧野フライス製作所への公開買付け（TOB）に関する補足資料」（以下「本補足資料」といいます。）に関して、2025 年 4 月 11 日付で「ニデックによる株主の皆様に対する送付物についてのご注意」（以下「対象者公表資料」といいます。）を対象者のホームページ上で公表しました。

対象者公表資料には、①対象者取締役会が 2025 年 3 月 19 日付で導入を決議した本公開買付けへの対応方針（以下「本対応方針」といいます。）は、いわゆる有事導入型買収防衛策ではないことから、本対応方針を「買収防衛策」と記載している本補足資料は対象者による公表内容と明白に反している旨、②本補足資料のうち「当社の公開買付けに対抗する公開買付けを行おうとする第三者が『本当に存在』するとしても、その第三者は、実質的には 6 月 4 日までに公表・開始を行えばよい」との記載が、当社が自ら設定した本公開買付けの条件に反している旨が記載されていますが、これらの点について、対象者の株主の皆様、本公開買付けについて正確にご理解いただくため、以下のとおりご説明致します。

まず、「買収防衛策」や「対応方針」という用語には、法令上の定義はなく、経済産業省が 2023 年 8 月 31 日付で公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」においても、「買収防衛策（本指針では「買収への対応方針」又は単に「対応方針」と呼称しているため、以下それに倣う。）」と記載されており、「買収防衛策」と「対応方針」が同様の概念であることが前提とされていることを踏まえても、これらは単なる呼称の違いにすぎません。したがって、本対応方針を「買収防衛策」と呼称したとしても、対象者のこれまでの公表内容と何ら反するものではありません。

次に、本補足資料は、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対するご理解の一助とすることを目的として送付させていただいたものであり、当然ながら本公開買付けに係る全ての情報を記載しているものではありません。その上で、公開買付けに対する応募は、公開買付け期間の末日に集中することが一般的であり、本公開買付けにおいても、当初の公開買付け期間の末日（2025 年 5 月 21 日）に応募が集中した結果として、公開買付け期間が 2025 年 6 月 4 日まで延長される可能性が高いことから（例えば、当社による株式会社 TAKISAWA に対する公開買付けにおいても、買付予定数の下限を超えたのは公開買付け期間末日となっております。）、上記②のとおりご説明申し上げている次第です。なお、本補足資料には「公開買付け期間は最終日の翌営業日から起算して 10 営業日延長される（つまり 6 月 4 日（水）まで延長される）ことが現実的には見込まれます」として、この点に関して対象者の株主の皆様にご誤解が生じないよう、十分に配慮しております。したがって、本補足資料のうち、上記②に関する記載は、当社が自ら設定した本公開買付けの条件に反するものではありません。

以上のとおり、本補足資料は対象者のこれまでの公表内容や当社が自ら設定した本公開買付けの条件に反するものではなく、当然のことながら金融商品取引法第 27 条の 19 に抵触するものでもありません。対象者公表資料は、当社が法令に違反し、監督当局から指導等を受ける可能性があるかのような誤った印象を与えようとするものであり、当社は、対象者の株主の皆様による適切な判断(以下「インフォームド・ジャッジメント」といいます。)が阻害されることを強く危惧しております。

当社は、対象者の株主の皆様によるインフォームド・ジャッジメントの機会が確保されるよう、引き続き、必要かつ十分な情報提供を誠実に行って参りますので、対象者におかれましても、本取引に関して誤った見解に基づく公表を行うことはお控えいただき、対象者の株主の皆様によるインフォームド・ジャッジメントの機会にご協力いただくよう、ここに強くお願い申し上げます。

以上

【勧誘規制】 本文書は、本公開買付けを一般に公表する目的で作成された発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本文書は、有価証券に係る購入申込みもしくは売却の申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本文書（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】 本文書にはニデック株式会社（以下「公開買付者」といいます。）、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する記載が含まれている場合があります。こうした記載は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の進展により変わる可能性があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する記載の現行化の義務を負うものではありません。本文書の記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本文書中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を順守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条(e)又は第 14 条(d)及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本文書に含まれる全ての財務情報は米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者（株式会社牧野フライス製作所）は米国外で設立された法人であり、その役員が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法を根拠としてこれらの者に対して権利行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人又はその役員について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

【その他の国】 国又は地域によっては、本文書の発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。